

第1節

循環型社会形成に向けた循環経済への移行による
持続可能な地域と社会づくり

循環経済への移行は、資源確保や資源制約への対応や、国際的な産業競争力の強化に加え、経済安全保障の強化にも資するものです。これを踏まえ、バリューチェーン全体における資源効率性及び循環性の向上等に効果的な循環経済アプローチを推進することによって循環型社会の形成を促進します。循環経済への移行に当たっては、各主体にとっては短期的に経済合理的ではない取組の実施が必要となる場合もあるため、各主体の取組が円滑に進み、社会的に評価されるようになる方向で政策を進めます。

循環経済への移行を推進することは、温室効果ガスの排出削減を通じたネット・ゼロの実現や廃棄物の削減・汚染の防止、自然資本への負荷軽減等を通じたネイチャーポジティブの実現といった環境的側面のほか、経済・社会的側面を含めた持続可能な社会の実現に貢献するものです。よって、それぞれの取組間の関係性を踏まえ、最大限トレードオフを回避しつつ、相乗効果が出るような統合的な政策を進めます。

循環経済への移行を推進することにより、例えば、地域課題の解決や地場産業の振興にも貢献し得るものであり、持続可能な地域づくりや地方創生の実現にもつなげるとともに、こうした持続可能な地域を基礎として成り立つ循環共生型社会、すなわち脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会が同時実現した持続可能な社会の実現につなげます。

第2節

資源循環のための事業者間連携による
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

循環経済への移行には、資源確保段階、生産段階、流通段階、使用段階、廃棄・再資源化段階のライフサイクルの各段階を最適化し、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を実施する必要があり、製造業・小売業等の動脈産業における取組と廃棄物処理・リサイクル業などの静脈産業における取組が有機的に連携する動静脈連携が重要です。これを踏まえて国内外の資源循環を加速し、我が国の状況に応じて中長期的にレジリエントな資源循環市場の創出を支援するための施策を進めます。例えば、現下の国際情勢を踏まえ、世界的な鉱物資源等の需給逼迫等に対応し、経済安全保障に貢献する、重要鉱物のサプライチェーンの強靱化に資する国内におけるレアメタル等の金属資源循環の強化のための施策を進めます。また、質・量両面からの再生材の安定供給を実現するため、再生材供給サプライチェーン強靱化に向けて、課題の洗い出しや解決策の検討を深めることにより、廃棄物処理・リサイクル業と製造業・小売業を繋ぐネットワークの形成やリサイクル拠点の構築を推進します。

製造業・小売業等の動脈側においては、事業者による環境配慮設計の推進、持続可能な調達、リデュース、リユース、バイオマスの活用、再生材利用、自主回収等の取組を強化するための施策を進めます。また、リユースの深掘りとして、製品の適切な長期利用を促進する観点から、シェアリング、サブスクリプション等のサービス化、リペア・メンテナンス、二次流通仲介等の製品の適切な長期利用を

促進する「CEコマース」のビジネスを育成するための施策を進めます。

また、廃棄物処理・リサイクル業等の静脈側においては、企業や地域における先進的な事例を踏まえ、動脈産業との連携の取組を全国に広げていくための施策や、静脈産業の資源循環に係る情報を活用し、脱炭素化を促進するための施策など、循環型社会を実現するために必要な静脈産業の脱炭素型資源循環システムを構築するための施策を進めます。動静脈連携により資源循環を促進するに当たっては、製品の安全性の確保、有害物質のリスク管理、不法投棄・不適正処理の防止等の観点にも留意し、各主体による適正な取組を推進します。

そして、循環資源の分別・収集・利用等に関して、消費者や住民との対話等を通じた、またこれらを活かした前向きで主体的な意識変革や環境価値の可視化等を通じた行動変容、具体的取組につなげるための施策を進めます。

環境への負荷や廃棄物の発生量、脱炭素への貢献といった観点から、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を考慮すべきプラスチック・廃油、食品廃棄物等を含むバイオマス、金属、土石・建設材料等の素材や建築物、自動車、小型家電・家電、繊維製品、太陽光発電設備等を含む地球温暖化対策等により普及した製品について、第五次循環型社会形成推進基本計画（2024年8月閣議決定）で今後の方向性等を示しました。「プラスチック再生利用量倍増」、「2030年時点、燃料使用量の10%をSAFに置き換え」、「食品ロス量半減」、「金属リサイクル原料の処理量倍増」、「レアメタルを含むe-scrapのリサイクル処理量を2030年に約50万トン（2020年比5割増）に増加」、「家庭から廃棄される衣類の量を2030年度までに2020年度比25%削減」、「紙おむつの再生利用等の実施・検討を行った自治体の総数を150自治体」等の目標に向けて具体的な施策を進めます。

経済的側面からは、循環産業を始めとする循環経済関連ビジネスを成長のエンジンとし、産業競争力を高めながら、循環経済への移行に向けた取組を持続的なものとし、かつ主流化していくことが不可欠の要素となります。成長戦略フォローアップ工程表（2021年6月閣議決定）や第五次循環型社会形成推進基本計画等も踏まえ、2030年までに循環経済関連ビジネスの市場規模を80兆円以上にするという目標に向け、グリーントランスフォーメーション（GX）への投資を活用した施策も含め、循環経済への移行の推進に関する施策を進めます。

動静脈連携を促進するための資源循環情報の把握や、電子マニフェストなど各種デジタル技術を活用した情報基盤整備に関する施策を進めます。

また、拡大生産者責任の適用、事業者による自主的な行動の促進、経済的インセンティブの活用、情報的措置、公共調達、ビジネスとのパートナーシップ等のポリシーミックスの適用について進めます。

第3節 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

1 地域の循環システムづくり

人口減少・少子高齢化の進む状況下においても資源生産性の高い循環型社会を構築していくためには、循環資源を各地域・各資源に応じた最適な規模で循環させることや、地域の再生可能資源を継続的に地域で活用すること、地域のストックを適切に維持管理し、できるだけ長く賢く使っていくことにより資源投入量や廃棄物発生量を抑えた持続可能で活気のあるまちづくりを進めていくことが重要です。循環共生型社会の実現に向け、地域においても脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の統合を図るための施策を進めます。

具体的には、食料システムにおける食品ロス削減や食品リサイクル等による資源を最大限活用するための取組、使用済製品等のリユース、有機廃棄物（生ごみ・し尿・浄化槽汚泥・下水汚泥）や未利用資源等のバイオマスの肥料やエネルギーとしての循環利用、木材の利用拡大やプラスチックや金属資源等

の資源循環、使用済紙おむつの再生利用等の取組及びみどりの食料システム戦略に基づく堆肥等の地域資源の活用を進め、環境と調和のとれた持続可能な農林水産業を地域産業として確立させることで、地域コミュニティの再生、雇用の創出、地場産業の振興や高齢化への対応、生態系保全等地域課題の解決や地方創生の実現につなげるための施策を進めます。

2 循環システムづくりを支える広域的取組

本節1を支える取組として、金融機関も含めた循環分野の経済活動による地域の経済社会の活性化と地域の課題解決に向けた施策を進めます。

また、資源循環に関する施策の先行地域の取組について、広く情報収集するとともに、収集した情報を整理・共有し、取組を全国的に横展開していくための施策を進めます。

さらに、各地域における徹底的な資源循環や脱炭素、地域コミュニティづくり等の多様な目的を促進するため、分散型の資源回収拠点ステーションやそれに対応した施設の整備等の地域社会において資源循環基盤となる取組の構築に向けた施策や、生活系ごみ処理の有料化の検討・実施や廃棄物処理の広域化・集約的な処理、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入する取組等を地域で実践するための施策を進めます。循環資源に関する物流ネットワークの拠点となる物流機能や、高度なりサイクル技術を有する産業の集積を有する港湾を「循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）」として選定し、港湾を核とする物流システムの構築等による広域的な資源循環を促進します。

3 廃棄物により汚染された地域環境の再生

マイクロプラスチックを含む海洋・河川等環境中に流出したごみに関して、実態把握や発生抑制対策、回収・処理等を進めるための施策を進めます。

生活環境保全上の支障等がある廃棄物の不法投棄等について支障の除去等を進めるとともに、未然防止や拡大防止の施策を進めます。

第4節

資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

1 技術開発、情報基盤、各主体間連携、人材育成の強化

ライフサイクル全体での徹底した資源循環を図るために、使用済製品等の解体・破碎・選別等のリサイクルの高度化、バイオマスの活用、再生材利用促進、急速に普及が進む新製品・新素材についての3R確立、環境負荷の見える化など、地域及び社会全体への循環経済関連の新たなビジネスモデル普及等に向けて必要な技術開発、トレーサビリティ確保や効率性向上の観点からのデジタル技術やロボティクス等の最新技術の徹底活用を行うことにより資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と資源循環分野の脱炭素化を両立する施策を進めます。

地域において資源循環を担う幅広い分野の総合的な人材の育成・確保、様々な場での教育や主体間の連携を促進するための施策を進めます。

「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」の活用や、全市町村からなる資源循環自治体フォーラムの創設により、各地域の事業者、自治体、大学機関、市民の連携を促進します。地域で資源循環のネットワーク形成を主導できる中核人材を育成するとともに、モデル地域を創出するなど、地域特性を生かした循環型の取組の創出と実装の加速を支援します。さらに、ESG投資が拡大す

る中で、我が国の資源循環に率先して取り組む企業が投資家等から適切に評価され、企業価値の向上と産業競争力の強化につながるということが重要であることから、循環経済に関する積極的な情報開示や投資家等との建設的な対話に関する取組を後押しする施策を進めます。

加えて、マイクロプラスチックを含む海洋等環境中に流出したごみに関して、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）等の国際的な動向を踏まえ、国際連携を推進するとともに、モニタリング手法の調和や影響評価等の科学的知見の集積を進めるための施策を進めます。

また、SIP第3期「サーキュラーエコノミーシステムの構築」において、動脈産業と静脈産業が連携して各プレイヤーが循環に配慮した取組を通じてプラスチックのサーキュラーエコノミーバリューチェーンを構築することを目指し、社会実装に向けた研究開発を行います。

2 災害廃棄物処理体制の構築及び着実な処理

平時から災害時における生活ごみやし尿に加え、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に実施するため、国、地方公共団体、研究・専門機関、民間事業者等の人的支援や広域処理の連携を促進するなど、引き続き、地方公共団体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化を進めるとともに、関係機関等における連携強化等を進めます。

また、継続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進めるなど、実効性のある災害廃棄物処理計画の策定及び改定を促進するための施策を進めます。

さらに、令和6年能登半島地震を始めとする近年の大規模災害等における災害廃棄物対応の検証や、現行制度の施行状況等に関する点検を行い、今後の災害廃棄物対策等について検討を進めます。

3 適正処理の更なる推進

有害廃棄物対策や化学物質管理も含め、廃棄物の適正処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から厳然として不可欠であり、今後も循環経済への移行に向けた取組を進めるに当たって大前提となるものです。資源循環及び廃棄物処理の原則としては、まずは3R + Renewable（バイオマスの活用、再生材利用等）を徹底し、これを徹底した後になお残る廃棄物の適正な処理を確保するという優先順位で取り組みます。また、これらの資源循環の促進に当たっては、製品の安全性の確保、有害物質のリスク管理、不法投棄・不適正処理の防止等の観点にも留意し、各主体による適正な取組を推進します。

さらに、廃棄物の不適正処理への対応強化、不法投棄の撲滅に向けた施策、アスベスト、POPs廃棄物、水銀廃棄物等の有害廃棄物対策を着実に進めるための施策を進め、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については、期限内の確実かつ適正な処理を推進するための施策を進めます。

4 東日本大震災からの環境再生

東日本大震災の被災地の環境再生のため、特定帰還居住区域については、帰還意向のある住民が帰還できるよう、2020年代をかけて、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めます。また、放射性物質により汚染された廃棄物の適正処理に向けた取組を着実に進めるとともに、除去土壌等の最終処分に向けた再生利用等については、地方公共団体等の関係者と連携しつつ、関係省庁等の連携強化等により取組を進めます。

また、福島復興に、自然再興、炭素中立、循環経済等の環境施策でも貢献し、産業創成や地域創生など地元ニーズに応えながら未来志向の取組を推進します。

1 国際的な循環政策形成及び国内外一体的な循環政策の推進

G7、G20、OECD、国連環境総会（UNEA）等の循環経済に関する国際的な政策形成の場において、日本が資源循環に関する議論、交渉や、合意形成等をリードし、国内における経験や知見に基づき、積極的に新しいイニシアティブや協力枠組み等を提案します。また、2023年のG7で合意した循環経済・資源効率性原則（CEREP）に基づき、国際機関や民間企業等とも連携し、製品等の競争力に関連するバリューチェーンの資源循環性（廃棄物も含む）に係る指標・モニタリング及び企業価値等に関連する企業レベルでの指標や情報開示に必要なインフラを整備します。特に、情報開示手法を含む「グローバル循環プロトコル（GCP）」の開発等の国際的なルールづくりに貢献し、グローバルスタンダードとするルール形成を進めます。

2 適正な国際資源循環体制の構築

ASEAN・OECD各国など海外で発生した重要鉱物資源を含む金属資源（e-scrap等）について、日本の環境技術の先進性を活かした適正なリサイクルを増加させ、サプライチェーンで再利用する国際金属資源循環体制を構築するための施策を進めます。ASEANについては、日ASEAN特別首脳会議の実施計画及び「電気・電子機器廃棄物（e-waste）及び重要鉱物に関する日ASEAN資源循環パートナーシップ（ARCPEC）」、「日ASEANサーキュラーエコノミーイニシアティブ（AJCEI）」等に基づき、ASEANにおけるe-waste関連法令の整備や実施・モニタリング、行政及び現地企業の能力開発、現地及び本邦企業の連携の促進等の協力を行います。

不法輸出入対策について、関係省庁、関係国・関係国際機関との連携を一層進め、取締りの実効性を確保するための施策を進めます。再生材やその原料に関する円滑な輸出入の促進に関する国際的な議論を進めていきます。またリサイクルハブとしての日本への輸入を更に円滑にすべく、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）の認定制度の更なる促進と電子化手続の検討を進めていきます。アジア各国との関係性を更に強化し、違法輸出への水際対処能力の向上を図ることが必要です。

3 我が国の循環産業の国際展開の推進と途上国の循環インフラ整備の促進

ASEAN、「グローバル・サウス」と呼ばれる国・地域等の途上国で、プラスチック汚染を含む環境汚染や健康被害を防止するため、関係省庁や関係国とも連携しながら、日本の優れた廃棄物処理やリサイクル等に関する制度構築・技術導入・人材育成等をパッケージで展開し、環境上適正な廃棄物管理及びインフラ整備を推進するための施策を進めます。

また、下水道、浄化槽等について、集合処理と個別処理のそれぞれの長所を活かしたバランスの取れた包括的な污水处理サービスの国際展開を図るための施策を進めます。

さらに、我が国が主導する国際的なプラットフォームを活用し、アジア及びアフリカの途上国における循環経済移行や処分場からのメタンの排出削減を含む廃棄物管理プロジェクト形成を促進し、我が国の優位性のある廃棄物管理等の需要拡大を図り、循環産業の国際展開・循環インフラ輸出につなげるための施策を進めます。

1 放射性物質に汚染された土壌等の除染等の措置等

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質によって汚染された廃棄物及び除染等の措置に伴い発生した土壌等については、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）及び同法に基づく基本方針等に基づき、引き続き、適正かつ安全に処理を進めていきます。

福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を福島県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備や、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入を推進します。

福島県外において除染等の措置に伴い発生した土壌等については、適正かつ安全な処分の実施とそれまでの適切な保管の継続が確保されるよう市町村等に対する技術的、財政的支援を行い、着実に処理を進めていきます。

2 福島県外最終処分に向けた取組

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）において、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることが明記されており、国として責任を持って取り組んでいきます。2025年3月に示した「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方」を踏まえ、着実に取組を進めていきます。

復興再生利用先の創出等については、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議において、2025年春頃までに「再生利用の推進」「再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション」「県外最終処分に向けた取組の推進」に係る基本方針を取りまとめるとともに、2025年夏頃までにロードマップを取りまとめ、各府省庁が一丸となって再生利用の案件を創出するべく、取組を進めていきます。

3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

福島県においては、引き続き、特定廃棄物の減容化や埋立処分事業を進めていきます。福島県外の指定廃棄物については、引き続き、技術的、財政的支援も行き適正な保管を確保するとともに、各県の実情に応じて指定廃棄物の指定解除の仕組みも活用して処理を進めていきます。

4 帰還困難区域の復興・再生に向けた取組

特定復興再生拠点区域外については、まずは2020年代をかけて、帰還意向のある住民の方々が全員帰還できるよう創設された「特定帰還居住区域」制度に基づき、除染やインフラ整備などの避難指示解除に向けた取組を進めていきます。

5 放射性物質による環境汚染対策についての検討

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第60号）において放射性物質に係る適用除外規定の削除が行われなかった廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の取扱いについて、放射性物質汚染対処特措法の施行状況の点検結果も

踏まえて検討します。